

ICカード利用規則

第1条（ICカードの定義）

この規則でいうICカードとは、大阪府立大学生協（以下生協という）が発行するICチップ搭載のカード（以下ICカードという）をいい、この規則では、ICカードと呼称します。

第2条（規則の効力）

ICカードは、この規則に基づき発行されます。この規則に基づいてICカードを発行された組合員をICカード組合員と呼称します。

第3条（ICカードの利用）

ICカードは、当組合の携帯用組合員証となります。

- 2 ICカード組合員は、カードに内蔵されたICチップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。
- 3 カードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとします。
- 4 ICカード組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

第4条（ICカードの紛失・盗難）

ICカード組合員が、カードを紛失するか、盗難に合った場合は、速やかに所属する当該生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。

- 2 カードを紛失するか盗難にあったICカード組合員が、当該カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該カードを再利用できるものとします。
- 3 カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、ICカード組合員がこれを負担するものとします。

第5条（ICカードの再発行）

ICカード組合員は、カードの忘失・盗難・汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。

- 2 ICカード組合員が、本人の責によりカードの再発行を受ける場合には、生協所定の手数料を負担するものとします。

第6条（ICカード記載内容の確認）

ICカード組合員が、カードの発行または再発行を受けた場合は、ICカード組合員は、直ちにカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

第7条（個人情報の使用制限）

生協は、別途定められた「個人情報保護規定」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

第8条（届出事項の変更）

ICカード組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

- 2 ICカード組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第9条（プライバシー情報の保護）

生協は、別途定められた「個人情報保護規定」に基づき、ICカード組合員がカードを利用することによって入手した、ICカード組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

第10条（カードの利用停止）

ICカード組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて当該カード組合員のカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- ① 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ② 本規則のいずれかに違反した場合
- ③ カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ 磁気ストライプ及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤ その他、組合員のカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

- 2 ICカード組合員が、自らカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第11条（ICカードの返却）

ICカード組合員が当組合の組合員でなくなった場合は、ICカードをただちに返却するものとします。

第12条（免責）

ICカード組合員は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第13条（規則の変更）

この規則の変更は、生協の理事会において行います。

第14条（規則の変更に伴う公示）

生協は、この規則を変更した場合は、その内容を I C カード組合員に変更事項を公示するものとします。

- 2 前項の変更において、当該変更の内容が I C カード組合員の利用に重大な影響を及ぼす可能性があるとして当組合が判断した場合には、十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

第 15 条 (準拠法)

この規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第 16 条 (合意管轄裁判所)

I C カード組合員は、この規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所定地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第 2 章 プリペイド

第 17 条 (プリペイド利用方法)

I C カード組合員は、I C カード対応 POS レジスタ等を用いて現金により入金することで、I C チップに入金額を記録することができるものとします。

- 2 I C カード組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗 (以下「指定店舗」という) 及び I C カード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。

第 18 条 (現金による入金額の記録)

I C カード組合員は、I C カード対応 POS レジスタ等を用いて現金により入金することで、I C チップに入金額を記録することができるものとします。

第 19 条 (オンラインチャージによる入金額の記録)

I C カード組合員は、予めオンラインチャージ用として指定した口座 (以下「指定口座」という) から引落された金額を、I C カード対応 POS レジスタ等を用いて I C チップに記録することができるものとします。

- 2 I C カード組合員 もしくは指定口座名義人 は、指定口座から引落し後、I C チップに記録する前の金員 (以下「未受取プリペイド」という) について、当組合に請求することにより払い戻しを受けることができるものとします。
- 3 当組合は、未受取プリペイドを指定口座に送金する方法もしくはその他の方法により、I C カード組合員に対して 返金することができるものとします。

第 20 条 (プリペイド利用の限度額・手数料等)

生協は、入金限度額及び 1 回あたりの入金単位、プリペイドの 1 回あたりの利用限度額を定め、これを I C カード組合員に通知するものとします。

- 2 I C カード組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第 21 条 (プリペイドが利用できない場合)

ICカード組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合
- ② 指定店舗が、カードで利用できない商品及びサービスを指定している場合

第 22 条 (プリペイドの紛失・汚損等)

カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ICカード組合員は「ICカード規則」(以下「規則」という。)第5条にいう再発行の届出を行うものとします。

- 2 ICカード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。
- 3 前2項においてICカード組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由がICカード組合員の故意又は過失によるものと当組合が判断した場合、プリペイド未利用残額の保証はしないものとします。

第 23 条 (返金)

プリペイド未使用残額の返金は、カード組合員の脱退等の事由により、カード組合員がカードの使用を停止し、生協所定の手続きによってカードを生協に提示した場合を除き行わないものとします。

- 2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとします。

第 3 章 ポイント

第 24 条 (ポイント利用方法)

ICカード組合員は生協利用時に生協所定のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準で電子マネーとしてICカードに自動的に加算されます。

- 2 蓄積されたポイントは当組合が定める基準で電子マネーとしてICカードに自動的に加算されます。

第 25 条 (ポイントが蓄積できない場合)

ICカード組合員は、カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合に、ポイントが蓄積できないこともあらかじめ承諾するものとします。

第 26 条 (ポイントの紛失・汚損等)

カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、カード組合員は「規則」第 5 条にいう再発行の届出を行うものとしします。

- 2 ICカード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「規則」第 4 条及び第 5 条にいう届出を行うものとしします。
- 3 前 2 項において ICカード組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該カードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとしします。

第 4 章 ミールカード機能

第 27 条 (ミールカード機能の定義)

IC カードにおいて、当組合が指定した期間及び指定した 1 日当たりの利用限度額の範囲内で、当組合が指定する食堂等の店舗（以下（指定店舗）という）及び IC カード対応機器で食事等を利用することができる機能をミールカード機能といいます。

第 28 条 (ミールカード利用方法)

ICカード組合員は、ミールカードに供する期間に対応する生協が指定した金額を、現金を添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、ICカードによるミールカード利用ができるものとしします。

- 2 IC カードによるミールカード機能は申し込んだ組合員のみが利用できるものとし、当該機能を第三者への貸与または譲渡等はできないものとしします。他人の食事への利用（いわゆるおごり）はできません。また組合員がこれに反した場合は、当組合が利用停止措置ができることをあらかじめ承諾するものとしします。
- 3 ICカード組合員は、生協が指定した期間および指定した 1 日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食堂等の店舗（以下「指定食堂等」という）及び ICカード対応機器で、ミールカードによる食事等を利用することができます。

第 29 条 (ミールカード利用の期間・1 日あたり利用限度額・利用可能商品等)

生協は、ミールカード利用の期間、1 日あたり利用限度額及びミールカードで利用できる食事等商品の範囲を定め、これを ICカード組合員に公示するものとしします。

- 2 ミールカード申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息としします。

第 30 条 (ミールカード機能が利用できない場合)

ICカード組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとしします。

- ① 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外

- ② 第 28 条 1 項による食事等商品以外の商品の購入およびサービスの利用の場合
- ③ 第 27 条 2 項に該当する禁止行為があり、生協が利用停止措置をとった場合
- ④ ミールカード利用期間を越えた場合
- ⑤ 生協が定める 1 日あたり利用限度額を超えた場合
- ⑥ カードの紛失、汚損、指定食堂等の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合

第 31 条（ミールカードの紛失・汚損等）

カードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、I C カード組合員は第 5 条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 I C カード組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、第 4 条及び第 5 条にいう届出を行うものとします。

3 前 2 項の場合において、I C カード組合員がミールカード申込者であり当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールカード機能を設定するものとします。

第 32 条（返品・返金の禁止）

ミールカードで購入した食事等の商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合のほかは、受け付けないものとします。

2 ミールカード機能の利用期間の始めの日から払戻し請求があった日までを使用済み期間とし、返金については受け付けないものとします。

第 33 条（ミールカード機能の利用停止と喪失）

ミールカード機能の利用者は、次のいずれかに該当した場合、当組合がミールカード機能の利用停止・喪失させる場合があることを承諾するものとします。その際、組合員は未使用期間分の返金については一切行われなことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 申込みや届け出変更時に、故意に虚偽の申告を行った場合
- ② 当規則に違反した場合
- ③ I C カード面上の記載された内容を改ざんした場合

第 34 条（ミールカード解約の場合の返金）

ミールカードは当組合が申し込み用紙を受領した日から 8 日以内であればクーリングオフ（解約）ができるものとし、また、4 月 1 日以降の申し込みで役務提供前である場合も 8 日以内であれば解約ができるものとします。

2 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって 1 ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合においては、生協は、I C 組合員からの事前の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード未執行代金を返金することとします。

3 未執行代金とは、ミールカード購入価格から、すでに経過した食堂営業日数に 1 日の利用限

度額を乗じた金額（システム上計算される金額）を控除した金額とします。マイナスとなった場合、返金金額はないものとします。

4 この契約を期間中で解約した場合、同じ期間内で再度お申込を行うことは出来ないものとします。

5 ミールカード機能を解約した場合の返金は、学生の場合は原則として保護者の銀行口座に振込むこととし、返金に必要な手数料は申込者の負担とします。

第35条（本規則の変更・廃止）

生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規則を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、生協は、本規則を変更・廃止する旨、変更後の本規則の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

①店舗での掲示

②Web サイトへの掲示

3 本規則の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

（付則）

施行日 2006年3月1日

改訂日 2009年3月1日

改訂日 2012年3月1日

改訂日 2014年3月1日

改定日 2019年12月1日